

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
担 当 課	収納課

契約業者名・住所	株式会社アイネス営業本部・東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 38 番 11 号
工事等の名称	税収納帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	情報処理
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	7, 1 8 9, 7 8 9 円
工事等の概要	税収納システムから抽出したデータを使用し、帳票出力等を行う業務
随意契約の理由	税収納帳票作成等業務の民間委託については、作業の正確性が要求される他に個人情報の機密保持や漏えい等を防止し、個人情報の複写又は複製は禁止することから、請負業者の信頼性が問われ、又、複数の請負業者の参入に適さないものです。 株式会社アイネスは平成 2 6 年 1 1 月に「松戸市住民系基幹情報システム再構築」で現行システムのリプレイスにより、作業負荷の軽減、費用削減、システムの安定稼働の構築で委託業務を誠実に履行し、本市の収納業務の効率化に貢献したところであります。 本業務委託は納税者に対する督促状や還付通知等の大量印刷及び封入封緘を外部発注するため、平成 1 9

	年 1 1 月より税システムの構築と運用に関わり、機密情報の適正な管理を履行した実績のある株式会社アイネスが、本業務を履行するにあたり最も適当な業者であります。 従って、本業務については、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約をするものです。
--	--